

(報告事項オ)

## 個人情報保護制度の運用状況について

### 1 条例・規則改正

個人情報保護制度に関連する条例・規則の改正について報告するものです。

#### (1) 松本市個人番号の利用に関する条例の一部改正（予定）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に規定されている事務（法定事務）以外で、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務については、各地方公共団体が条例で定め、個人情報保護委員会へ届け出ることにより、独自に個人番号の利用を行うことができます（番号法第9条第2項）。

今回、新たに番号法第9条第1項に規定する準法定事務となった2件について、松本市個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第67号）で規定する独自利用事務から削除をする一部改正を予定しています。

ア 生活保護法に準じて行われる生活に困窮する外国人に対する保護の決定等に関する事務

イ 特定疾患治療研究事業実施要綱による特定疾患治療研究事業に関する事務

### 2 研修の実施

松本市個人情報保護条例第3条第4項に規定する個人情報取扱事務従事者への研修について、報告するものです。

#### (1) 実施日時

令和7年7月7日（月）～令和7年8月8日（金）

#### (2) 研修方法

個人情報取扱事務従事者及び新規採用職員（会計年度任用職員を含む。）を中心に、各自で個人情報保護制度についての動画を視聴してもらう方法

#### (3) 研修参加者

480名（動画視聴者317人、資料のみ閲覧160人、未回答3人）

#### (4) 研修内容

ア 個人情報保護制度の概要

イ 具体的な実務上の留意事項等

#### (5) 今後の予定

本研修は、令和6年度から実施していますが、2年間の研修における課題等を踏まえて、内容等について改善をしながら、引き続き来年度も研修を実施していきます。